

## 婚姻前(実家)の氏に変更したい方へ(必要な書類)

離婚の時に、婚姻中の氏を称する届出(戸籍法77条の2)をされた方が、両親の氏に変更したい場合

### 必要な書類

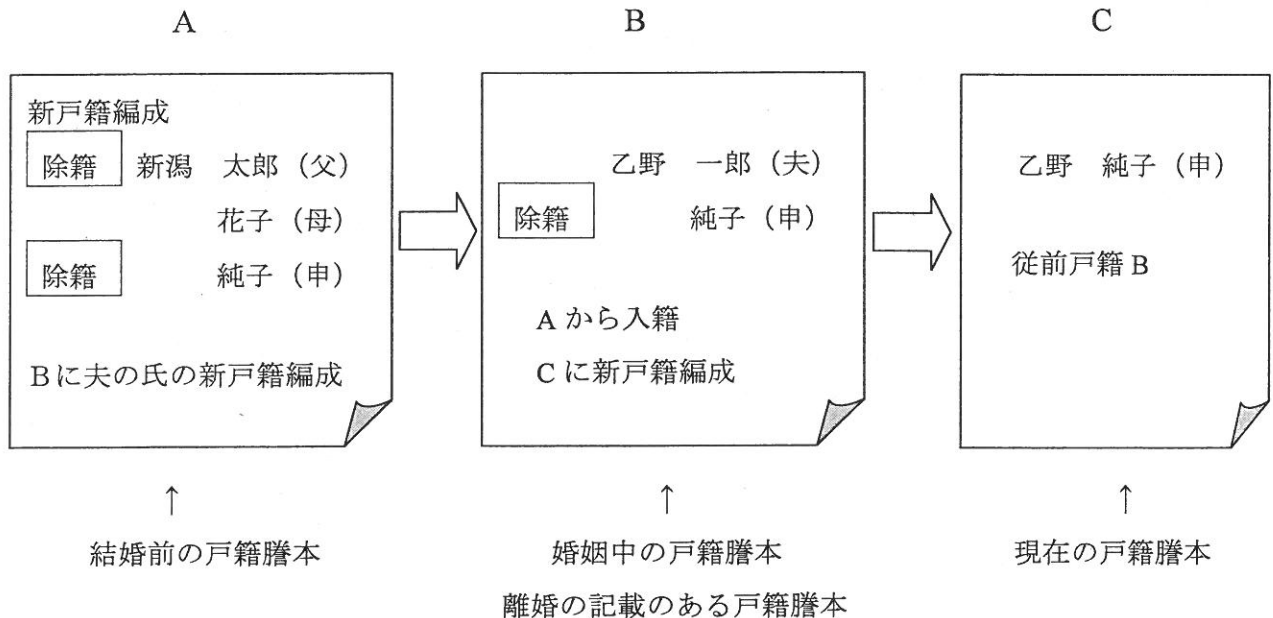
次の戸籍謄本(除籍謄本, 改製原戸籍謄本, 全部事項証明を含みます。  
戸籍抄本と個人事項証明はさけてください。)

- 1 結婚前に両親(父又は母)と一緒に入っていた戸籍謄本
- 2 結婚していたときの戸籍謄本(かつ離婚の記載があるもの)
- 3 現在の戸籍謄本

\* 上の戸籍はすべてつながっている必要があります。その間に別な結婚をしていたという場合は、その時の戸籍謄本及びその前後の戸籍謄本も必要になります。

\* 戸籍のつながりがよくわからないという場合は、当裁判所へ戸籍をお持ちください。必要な戸籍が足りない場合は、その旨をお知らせいたします。

### 【イメージ】



新潟家庭裁判所 家事受付係

025-333-0131・0133 (ダイヤルイン)